

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(2023年11月6日)

現 行	改 正 後
<p>取引所為替証拠金取引説明書 東京金融取引所 2023年4月</p> <p>(省 略)</p> <p>本説明書は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、<u>東京金融取引所</u>において行われる本取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。</p> <p>(省 略)</p> <p>本取引の仕組みについて</p> <p>(省 略)</p> <p>☆取引の方法 取引所においては、別表に掲げる本取引が<u>取引されます</u>。</p> <p>(省 略)</p> <p>③建玉の決済は、指定決済法による差金決済とします。</p> <p>(省 略)</p> <p>☆証拠金 (1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 証拠金 ①個人のお客様 個人口座では、取引所における1枚あたりの証拠金基準額(以下、「取引所基準額」といいます。)は、本取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。取引所基準額に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコースをご選択していただけます。 <u>ただし、下記6通貨ペアにおいては、当社判断でレバレッジを以下の通り設定しております。</u> <u>・スイスフラン/円、トルコリラ/円、ノルウェークローネ/円、スウェーデンクローナ/円</u> <u>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自</u></p>	<p>取引所為替証拠金取引説明書 東京金融取引所 2023年11月</p> <p>(現行どおり)</p> <p>本説明書は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、<u>取引所</u>において行われる本取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>本取引の仕組みについて</p> <p>(現行どおり)</p> <p>☆取引の方法 取引所においては、別表に掲げる「本取引の<u>種類</u>」<u>をお取引いただけます</u>。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>③建玉の決済は、<u>反対売買および建玉整理</u>による差金決済とします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>☆証拠金 (1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 証拠金 ①個人のお客様 個人口座では、取引所における1枚あたりの証拠金基準額(以下、「取引所基準額」といいます。)は、本取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。取引所基準額に基づき4つのレバレッジコース「1倍」「5倍」「10倍」「25倍」があります。新規注文発注の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコースをご選択していただけます。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」の証拠金額を「10倍コース」と同額に設定しております。</u></p> <p><u>・南アフリカランド/円、香港ドル/円</u></p> <p><u>必要証拠金額は、流動性等の見地から当社独自の措置といたしまして、レバレッジ「25倍コース」と「10倍コース」の証拠金額を「5倍コース」と同額に引き上げております。</u></p>	
<p>(4) ~ (6) (省 略)</p>	<p>(4) ~ (6) (現行どおり)</p>
<p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>当社は、本口座の有効比率を一定の間隔で確認し、その際に有効比率が100%以下となっている場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信致します。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>当社は、本口座の有効比率を一定の間隔で確認し、その際に有効比率が100%以下となっている場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信します。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>※ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、取引所の注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記【確認間隔】の通りに処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、「<u>証拠金預託額</u>」以上の損失が発生する可能性があります。</p> <p>(省 略)</p>	<p>※ロスカット等の判定確認および決済注文は、その時の相場状況（流動性の低下、取引所の注文状況など）や、対象となる口座数、建玉数および注文の件数などにより、必ずしも上記【確認間隔】の通りに処理が完了するとは限りません。そのため、決済されるレートが注文執行時点のレートから大きく乖離して約定することがあり、<u>証拠金預託額</u>以上の損失が発生する可能性があります。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>(省 略)</p>	<p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(1) ①~③ (省 略)</p> <p>④お取引の口座開設</p> <p>本取引の開始にあたっては、あらかじめ当社「くりつく365」に口座開設をいただきます。その際ご本人であることを確認できる公的証書をご提出いただきます。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(1) ①~③ (現行どおり)</p> <p>④お取引の口座開設</p> <p>本取引の開始にあたっては、あらかじめ当社「くりつく365」に口座開設をいただきます。その際ご本人であることを確認できる公的<u>証明書</u>をご提出いただきます。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(4) 建玉の保有または決済の方法</p> <p>建玉の決済方法には反対売買および建玉整理があります。</p> <p><u>反対売買</u>により決済する場合は、転売または買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法（<u>指定決済法</u>）で行います。</p>	<p>(4) 建玉の保有または決済の方法</p> <p>建玉の決済方法には反対売買および建玉整理が<u>あり</u>、<u>反対売買には指定決済、一括決済、全決済</u>があります。</p> <p><u>指定決済</u>により決済する場合は、転売または買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法で行います。</p>

現 行	改 正 後
<p>同一通貨の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなるなどの経済的合理性を欠く可能性があります。また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。</p> <p>(5) 委託注文をした取引の成立 委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼取引残高報告書をお客様に交付します。</p> <p>(6) ～ (10) (省 略)</p> <p>(11) 取引所に対する個人情報の提供について 金融商品取引業者は、顧客の同意に基づき、顧客の個人情報を取引所に開示することがあります。</p> <p>(12) (省 略)</p>	<p>同一通貨の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てをした後にそれぞれの建玉を反対売買により決済する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなるなどの経済的合理性を欠く可能性があります。また、両建てを建玉整理により解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありませんが、経済的合理性を欠く恐れがあります。</p> <p>(5) 委託注文をした取引の成立 委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼取引残高報告書を<u>作成して</u>お客様に交付します。</p> <p>(6) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) 取引所に対する個人情報の提供について 金融商品取引業者は、<u>お客様</u>の同意に基づき、<u>お客様</u>の個人情報を取引所に開示することがあります。</p> <p>(12) (現行どおり)</p>
<p>取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。</p>	<p>本取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。</p>
<p>本取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>(省 略)</p> <p>◇スワップポイント 本取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の<u>数額</u>をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</p> <p>(省 略)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 ①店頭外国為替証拠金取引</p>	<p>本取引およびその委託に関する主要な用語</p> <p>(現行どおり)</p> <p>◇スワップポイント 本取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の<u>額</u>をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>金融商品取引業者である当社の概要等</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要 ①店頭外国為替証拠金取引</p>

現 行	改 正 後
<p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、「マイメイト」のオンライン取引を提供しています。</p> <p>(省 略)</p> <p>【別表】 ☆取引所為替証拠金取引の種類</p> <p>(以下、省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年4月3日</p>	<p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」、「マイメイト_(FX)」のオンライン取引を提供しています。なお、「マイメイト (FX)」は、投資助言業にも該当します。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>【別表】 ☆本取引の種類</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年11月6日</p>